

議案第43号

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

（飯能市監査委員条例の一部改正）

第1条 飯能市監査委員条例（平成18年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第2項中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

（飯能市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 飯能市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

令和8年6月5日提出

飯能市長 新井重治

飯能市監査委員条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第5条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、<u>第243条の2の9第3項</u>（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があるときは、10日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告、第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表（市長の要求に係る監査に関するものに限る。）、第235条の2第3項並びに地方公営企業法第27条の2第2項の規定による監査の結果に関する報告の提出（市長又は地方公営企業法の規定に基づく管理者の権限を行う市長の要求に係る監査に関するものに限る。）並びに法第<u>243条の2の9第3項</u>（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）の賠償責任の有無及び賠償額</p>	<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第5条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、<u>第243条の2の8第3項</u>（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があるときは、10日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告、第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表（市長の要求に係る監査に関するものに限る。）、第235条の2第3項並びに地方公営企業法第27条の2第2項の規定による監査の結果に関する報告の提出（市長又は地方公営企業法の規定に基づく管理者の権限を行う市長の要求に係る監査に関するものに限る。）並びに法第<u>243条の2の8第3項</u>（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）の賠償責任の有無及び賠償額</p>

の決定は、請求又は要求があった日から60日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

の決定は、請求又は要求があった日から60日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

飯能市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除については、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除については、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年十一月二十八日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第三百九十六号

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和八年九月二十四日とする。

総務大臣 林 芳正
内閣総理大臣 高市 早苗

6 事態発生都道府県の知事等以外の都道府県知事等は、第四項の規定による指示に応じ応援をする場合において、事態発生市町村の長等の実施する生命等の保護の措置が的確かつ迅速に講ぜられるようにするため特に必要があり、かつ、前項の規定による求めのみによつては当該生命等の保護の措置に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村長等に対し、当該事態発生市町村の長等を応援すべきことを指示することができる。

7 第二項から前項までの規定による求め又は指示に係る応援を受ける事態発生都道府県の知事等又は事態発生市町村の長等は、これらの規定の生命等の保護の措置の実施について、当該応援に従事する者を指揮する。

(職員の派遣のあつせん)

第二百五十二条の二十六の九 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命等の保護の措置を的確かつ迅速に講ずるため必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置について職員の派遣のあつせんを求めることができる場合を除き、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に関係のある事務を担当する各大臣又は都道府県知事に対し、第二百五十二条の十七第一項の規定による職員の派遣のあつせんを求めようとする場合について、前項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。

3 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員が第一項の規定により各大臣に対しあつせんを求めるときは、都道府県知事を經由してするものとする。

(職員の派遣義務)

第二百五十二条の二十六の十 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、前条の規定によるあつせんがあつたときは、その所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

第二百四十五条中「本章において」を「この章並びに第二百五十二条の二十六の三第一項及び第二項において」に、「以下本章」を「以下この章」に、「の名あて人」を「の名宛人」に改め、同条第三号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第二百四十五条の四第一項中「本章、次章及び第十四章」を「この章から第十四章まで及び第十六章」に改める。

第二百五十二条の十七の二第二項中「本節」を「この節及び第二百五十二条の二十六の四第一項第三号」に改める。

第二編中第十一章を第十二章とし、第十章の次に次の一章を加える。

第十一章 情報システム

(情報システムの利用に係る基本原則)

第二百四十四条の五 普通地方公共団体は、その事務を処理するに当たつて、事務の種類及び内容に応じ、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、情報システムを有効に利用するとともに、他の普通地方公共団体又は国と協力して当該事務の処理に係る情報システムの利用の最適化を図るよう努めなければならない。

2 普通地方公共団体は、その事務の処理に係る情報システムの利用に当たつて、サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティ)をいう。次条第一項において同じ。の確保、個人情報等の保護その他の当該情報システムの適正な利用を図るために必要な措置を講じなければならない。

(サイバーセキュリティを確保するための方針等)

第二百四十四条の六 普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、それぞれその管理する情報システムの利用に当たつてのサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な措置を講じなければならない。

2 普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、前項の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 総務大臣は、普通地方公共団体にに対し、第一項の方針(政令で定める執行機関が定めるものを除く。)の策定又は変更について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとする。

4 総務大臣は、前項の指針を定め、又は変更しようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

第二百八十七条の二第九項中「前編第十三章第二節」を「前編第十五章第二節」に改め、同条第十項中「第二百四十三条の二の七第二項」を「第二百四十三条の二の八第二項」に改め、「当該予算の要領」との下に、「第二百四十四条の六第一項及び第二項中「普通地方公共団体の議会及び長」とあるのは「特例・部事務組合の管理者」と」を加える。

第二百九十八条第一項中「場合においては」を「場合には」に、「第二百五十五条の二」を「第二百五十二条の二十六の三第一項及び第二項の規定により処理することとされている事務(市町村が処理する事務が自治事務又は第二号法定受託事務である場合には、同条第三項において準用する第二百五十二条の四第二項の規定による各大臣の指示を受けて行うものに限る。)、第二百五十二条の二十六の四及び第二百五十二条の二十六の五第三項の規定により処理することとされている事務」第二百五十五条の二に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二編第十章の次に一章を加える改正規定(第二百五十四条の六に係る部分に限る。)、及び第二百八十七条の二第十項の改正規定(第二百五十四条の二の七第二項)を「第二百五十四条の二の八第二項」に改める部分を除く。 令和八年四月一日

三 第二百三十一条の四の見出し及び同条第一項、第二百四十二条の二第一項第四号ただし書並びに第二百四十三条の改正規定、第二百四十三条の二の八を第二百四十三条の二の九とし、第二百四十三条の二の七を第二百四十三条の二の八とし、第二百四十三条の二の六の次に一章を加える改正規定並びに第二百八十七条の二第十項の改正規定(第二百五十四条の二の七第二項)を「第二百五十二条の二の八第二項」に改める部分に限る。並びに附則第五条、第七条、第八条、第十二条、第十二条(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第十九条の二第五項の改正規定に限る。)、及び第十三条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(機構指定納付受託者の指定に関する経過措置)

第二条 地方税共同機構(次項、第三項及び第五項において「機構」という。)は、前条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、この法律による改正後の地方自治法(以下この条から附則第四条までにおいて「新法」という。)第二百四十三条の二の七第四項において準用する地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)第七百四十七条の八第一項の規定の例により、機構指定納付受託者(同項に規定する機構指定納付受託者をいう。以下この項において同じ。)の指定をすることができる。この場合において、その指定を受けた機構指定納付受託者は、同日において新法第二百四十三条の二の七第四項において準用する地方税法第七百四十七条の八第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による指定に関し必要があると認めるときは、機構に対し意見を述べることができる。

3 普通地方公共団体の長が前項の規定により意見を述べたときは、機構は、当該意見を尊重して必要な措置をとるようになしなければならない。

参考

地方自治法の一部を改正する法律をここに公布する。
(抜粋)

御名 御璽

国事行為臨時代行名

令和六年六月二十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第六十五号

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十一章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係」を「第十章 情報システム
 第二章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係」に、「第十二章」を「第十三章」に、「第十三章 外部監査契約に基づく監査」を「第十四章 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例」に、「第十四章」を「第十六章」に改める。

第二百三十一条の四の見出し中「指定納付受託者」を「指定納付受託者等」に改め、同条第一項中「の徴収」の下に「又は第二百四十三条の二の七第四項において準用する地方税法第七百四十七条の八第一項に規定する機構指定納付受託者が第二百四十三条の二の七第四項において準用する同法第七百四十七条の十第一項の規定により納付すべき第二百四十三条の二の七第二項に規定する特定歳入等(分担金等であるものに限る。以下この項において「特定歳入等」という。を同条第四項において準用する同法第七百四十七条の十第一項の指定する日までに納付しない場合における当該特定歳入等の徴収)を加え、「地方税法」を「同法」に「に係る」を「又は当該特定歳入等に係る」に改める。